

<p>第2期独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構 中期目標（案）</p>	<p>(2) 業務全般を対象にアウトソーシングの可能性について、できる限り早期に検討し、駐留軍等労働者に係る福利厚生業務等のアウトソーシングを更に徹底するとともに、機構の管理業務等についてもアウトソーシングを実施すること。</p> <p>(3) 業務・システムの最適化を実現するため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムの最適化計画を策定し、実施すること。</p> <p>また、IT化に対応した業務の効率化に取り組むこと。</p> <p>2 経費の抑制 人件費（退職手当を除く。）を含む機構運営関係費について、前中期目標期間の最終年度（平成17年度）を基準として、中期目標期間終了時点で1.5%の縮減を図ること。ただし、新規に追加されるもの、拡充分等は除く。</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 駐留軍等労働者の募集 (1) 在日米軍からの労働要求に迅速かつ的確に対応するため、労働要求書受理後一か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、中期目標期間において平均90%以上の維持に努めること。</p> <p>(2) 在日米軍が実施している関東地区における駐留軍等労働者の募集を、機構を通じて募集する方式に変更することについて検討し、推進すること。</p> <p>2 駐留軍等労働者の福利厚生施策 駐留軍等労働者の福利厚生施策については、駐留軍等労働者の要望を踏まえ実施するなどにより質の向上に努めること。</p> <p>3 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成 国の行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成を行い、国に提示すること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して行う事業について、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>人事に関する計画 (1) 前中期目標期間の期末の人員数に対して、中期目標期間終了時点で20%の人員削減を実施すること。 (2) 職員養成研修等の着実な実施を図ること。</p>
<p>独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構の組織・業務に係る見直し案</p> <p>② 機構の業務全般を見直し、駐留軍等労働者に係る福利厚生業務等のアウトソーシングを更に徹底するとともに、本法人の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進する。</p> <p>③ 上記の組織及び業務運営の見直しにより、本部・支部の業務内容及び業務量に適切に合わせた適切な人員配置となるよう2割程度の大幅な人員削減を実施するとともに、人件費を含むコストの削減を徹底する。</p> <p>2 中期目標等における業務の効率化に向けた法人の取組の明確化 適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係が踏まえた上で示すこととする。業務運営の効率化に向けた取組を具体的に示すものとする。その際、次期中期目標期間中に達成すべき内容や水準を可能な限り具体的に示すものとする。</p>	<p>独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構の主要な業務及び事業の改廃に関する報告の方向性</p> <p>② 駐留軍等労働者に係る福利厚生業務等のアウトソーシングを更に徹底するとともに、本法人の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進する。</p> <p>③ 上記の組織及び業務運営の見直しにより、大幅な人員削減を実施するとともに、人件費を含むコストの削減を徹底する。</p> <p>第2 中期目標等における業務の効率化に向けた法人の取組の明確化 適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係が踏まえた上で示すこととする。業務運営の効率化に向けた取組を具体的に示すものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的に示すものとする。</p>

(参考) 第2期中期目標(案)及び第1期中期目標対比表

第2期中期目標	第1期中期目標
<p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)は、駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)第3条に規定する駐留軍等労働者)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関(防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)第5条第25号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下「在日米軍」という。)に必要な労働力の確保を図ることを目的としている。</p> <p>国と緊密な連携を図りながら、当該目的を十全に果たし、業務の一層の効率化かつ効果的な運営を積極的に図るため、本中期目標期間中の目標について、次のとおり設定する。</p> <p>第1 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要を見直しを進める。</p> <p>また、機構の業務運営に当たっては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図るものとする。</p> <p>1 業務の運営体制 以下の組織及び業務の見直しにより、本部・支部の業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置となるよう前中期目標期間の期末の人員数に対して、中期目標期間終了時までに20%の人員削減を実施すること。 (1) 組織の在り方について抜本的な見直しを行う。 ア 本部については、業務全般を見直し、業務の集約化などにより、管理部門を縮小し、組織のスリム化を図り、前中期目標期間の期末の人員数に対して、中期目標期間終了時までに機構全体の削減率を上回る</p>	<p>駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)第3条に規定する駐留軍等労働者)をいう。以下同じ。)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に係る業務は、日米安全保障条約等に基づき我が国の義務履行に係るものである。当該業務は、これまで国防衛施設庁のことをいう。以下同じ。)及び関係都道府県が約50年にわたり実施してきたものである。独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)は、この業務の一部について、駐留軍等労働者の雇用主である国と密接な連携を図りながら確実に履行しなければならぬ。</p> <p>また、機構は、独立行政法人制度の趣旨を踏まえ業務運営の効率化や業務の向上に努める必要があり、本中期目標期間中の業務運営に関する目標について、次のとおり設定する。</p> <p>第1 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成14年4月1日から平成18年3月31日までの4年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 機構の業務運営に当たっては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図るものとする。</p> <p>2 業務運営体制の整備 機構の業務運営全般について点検し、見直しを行うことにより業務運営の効率化を図ること。</p>

人員削減を実施すること。

イ 支部については、今後の在日米軍の再編状況等を踏まえ、業務全般を見直し、業務の集約化などにより、組織のスリム化及び一部の支部の統廃合を実施するとともに、各支部が管轄する米軍施設の特性及び配置状況等を勘案し、管理する駐留軍等労働者数に応じ、支部間のバランスを考慮した適正な規模の職員配置を行うこと。

(2) 業務全般を対象にアウトソーシングの可能性について、できる限り早期に検討し、駐留軍等労働者に係る福利厚生業務等のアウトソーシングを更に徹底するとともに、機構の管理業務等についてもアウトソーシングを実施すること。

(3) 業務・システムの最適化を実現するため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムの最適化計画を策定し、実施すること。

また、IT化に対応した業務の効率化に取り組むこと。

2 経費の抑制

人件費(退職手当を除く。)を含む機構運営関係費について、前中期目標期間の最終年度(平成17年度)を基準として、中期目標期間終了時まで15%の縮減を図ること。ただし、新規に追加されるもの、拡充分等は除く。

	<p>1 経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費(公租公課等の固定的経費を除く。)について対前年度比で1%抑制すること。</p> <p>3 職員の意識の高揚 個々の業務の効率化に係る職員の意識(コスト意識等)の高揚を図るとともに、アイデアを募集し、積極的に活用することにより事務の簡素化を図ること。</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 駐留軍等労働者の募集 駐留軍等及び諸機関(防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)第5条第25号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。)からの労務要求に迅速かつ的確に対応するため、労務要求書受理後一か月以内に資格要件を満たす者を駐留軍等及び諸機関に紹介する率を現状より向上させること。</p>
--	---

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 駐留軍等労働者の募集

(1) 在日米軍からの労務要求に迅速かつ的確に対応するため、労務要求書受理後一か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、中期目標期間において平均90%以上の維持に努めること。

(2) 在日米軍が実施している関東地区における駐留軍等労働者の募集を、機構を通じて募集する方式に変更することについて検討し、推進すること。

<p>2 駐留軍等労働者の福利厚生施策 駐留軍等労働者の福利厚生施策については、駐留軍等労働者の要望を踏まえて実施するなどにより質の向上に努めること。</p> <p>3 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成 国の行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成を行い、国に提示すること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して行う事業について、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>人事に関する計画 (1) 前中期目標期間の期末の人員数に対して、中期目標期間終了時までまでに20%の人員削減を実施すること。 (2) 職員養成研修等の着実な実施を図ること。</p>	<p>2 駐留軍等労働者の福利厚生施策 (1) 駐留軍等労働者の福利厚生については、駐留軍等労働者の多様化する要望に応えられる施策を導入すること。 (2) 駐留軍等労働者の制服及び保護衣について、早期に賞与とできる方法を検討し、導入すること。</p> <p>3 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成 国の行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成を行い、中期目標期間の終期までに改善案を国に提示すること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して行う事業について、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>人事に関する計画 (1) 職員の計画的な人事交流と業務処理の工夫を行うことにより、人員の適正な配置に努めること。 (2) 実務研修を充実させ、業務能力の向上を図ること。</p>
---	---